

3 治療プログラム

2) 精神疾患に係る薬物療法

精神疾患に係る薬物療法については、以下を基準とする。

- 各疾患のアルゴリズム（治療指針）に沿って多剤を避け、同種同効の薬剤は単剤を基本とする。

（薬剤の使用方法については、「統合失調症治療ガイドライン（監修；精神医学講座担当者会議）」などを参考にする。）

- 麻酔薬など強力な鎮静を行った場合は新病棟倫理会議（仮称）の評価を受ける。
- デポ剤（長期に効果が持続する筋肉内注射）の使用等薬物療法について対象者の同意が得られない場合には、新病棟倫理会議（仮称）の全会一致の合意がある場合に実施する。